

## 第79回埼玉県国土利用計画審議会議事録

## 会 議 の 概 要

### 1 会議の日時及び場所

令和6年10月28日（月） 午後2時から午後3時30分まで

（一財）全電通埼玉会館 あげぼのビル 501会議室

（オンライン会議併用）

### 2 委員の出欠状況 別紙1のとおり

### 3 出席委員 別紙2のとおり

### 4 議事内容及び審議結果

#### （1）埼玉県土地利用基本計画の変更について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（さいたま農業地域の縮小、熊谷ほか7森林地域の縮小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

### 5 議事の経過 別紙3のとおり

## 第 7 9 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

|    | 氏 名    | 現 職                    | 専門分野等  | 出欠 |
|----|--------|------------------------|--------|----|
| 1  | 逢澤圭一郎  | 埼玉県議会議員                | 地方行財政  | 出席 |
| 2  | 新井 一徳  | 埼玉県議会議員                | 地方行財政  | 出席 |
| 3  | 石崎 涼子  | 森林総合研究所林業経営・政策研究領域チーフ長 | 森 林    | 出席 |
| 4  | 井上 航   | 埼玉県議会議員                | 地方行財政  | 出席 |
| 5  | 内海 麻利  | 駒澤大学法学部 教授             | 都市計画   | 欠席 |
| 6  | ○岡庭 丈夫 | 埼玉県農業会議 副会長            | 農 業    | 出席 |
| 7  | 奥 真美   | 東京都立大学都市環境学部 教授        | 環境全般   | 欠席 |
| 8  | 小口 千明  | 埼玉大学大学院理工学研究科 准教授      | 自然環境保全 | 出席 |
| 9  | ◎黒川 文子 | 獨協大学経済学部 教授            | 産 業    | 出席 |
| 10 | 杉田 茂実  | 埼玉県議会議員                | 地方行財政  | 出席 |
| 11 | 高田 和幸  | 東京電機大学理工学部 教授          | 交通問題   | 出席 |
| 12 | 武内 政文  | 埼玉県議会議員                | 地方行財政  | 出席 |
| 13 | 知花 武佳  | 政策研究大学院大学 教授           | 防 災    | 出席 |
| 14 | 野口 祐子  | 日本工業大学建築学部 教授          | 社会福祉   | 出席 |
| 15 | 保谷 武   | 埼玉県議会議員                | 地方行財政  | 出席 |
| 16 | 安川 千春  | 不動産鑑定士                 | 土地問題   | 出席 |

※ 五十音順。敬称略。 ◎は会長、○は会長代理  
委員 16 名中、出席委員 14 名、欠席委員 2 名

## 第79回 埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

| 所 属          | 職 名 | 課 長 名   |
|--------------|-----|---------|
| 企画財政部 土地水政策課 | 課 長 | 小 山 省 吾 |
| 環境部 みどり自然課   | 課 長 | 高 橋 和 宏 |
| 農林部 農業政策課    | 課 長 | 中 村 真 也 |
| 農林部 森づくり課    | 課 長 | 鈴 木 英 雄 |
| 都市整備部 都市計画課  | 課 長 | 石 川 修   |

○司会（奥重土地水政策課主幹） 定刻になりましたので、Zoom参加の先生方が2名ほど見られておりませんが、始めさせていただければと思います。ただ今から第79回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。私は、本日の進行を務めます土地水政策課の奥重でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、地域経営局長の中村から御挨拶を申し上げます。

○中村地域経営局長 埼玉県企画財政部地域経営局長の中村克でございます。委員の皆様には、御多忙にもかかわらず、第79回埼玉県国土利用計画審議会に御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、日頃から県政全般にわたりまして御指導、御鞭撻を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、埼玉県土地利用基本計画の変更につきまして御審議をお願いするものでございます。

土地利用基本計画は、県土利用の基本方向などを定めました計画書と、都市計画区域や農業振興地域などの個別規制法の区域を束ねる計画図で構成されておりますが、本日の御審議事項につきましては、都市的土地利用への転換を図るため、計画の変更について御審議をいただくものでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

本日は、委員の皆様から専門的な観点、また大所高所からの視点、御意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。結びに、委員皆様のますますの御活躍と御健勝を御祈念申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○奥重土地水政策課主幹 次に、審議会の進行につきまして御連絡させていただきます。進行につきましては、審議会規則に則って進めさせていただきます。

ここで、ウェブで参加されてる委員の皆様におかれまして何点かお願いしたい点がございまして、映像につきましては、ビデオ開始状態といたしまして、マイクは原則ミュートにし、発言するときにミュートを解除いただければと思います。

次に、本日の委員の出席状況を報告いたします。

委員総数16名中、現在ウェブ参加を合わせまして12名が出席でございます。なお、2名につきまして遅参している状況でございます。

本日の会議は、審議会規則第5条第2項の規定に基づく定則数を満たしております。次に、資料の確認をさせていただきます。こちらから事前にお送りしたのにつきましては、次第、委員名簿資料1から3と参考資料1から3でございます。

続きまして、次第の「3 委員紹介」でございます。大変申し訳ございませんが、今回、お名前だけの御紹介とさせていただきます。委員の皆様をお手元の名簿の順に御紹介をさせていただければと思います。

逢澤圭一郎委員でございます。

新井一徳委員でございます。  
石崎涼子委員は少し遅れております。  
井上航委員でございます。  
内海麻利委員ですが、本日、所要のため欠席でございます。  
岡庭丈夫委員でございます。  
奥真美委員ですが、本日、所用のため欠席でございます。  
小口千明委員でございます。  
黒川文子委員でございます。  
杉田茂美委員でございます。  
高田和幸委員でございます。  
武内政文委員でございます。よろしく願いいたします。  
知花武佳委員ですが、少し遅れております。  
野口祐子委員でございます。  
保谷武委員でございます。  
安川千春委員でございます。  
続きまして、事務局職員を紹介いたします。  
土地水政策課長の小山でございます。  
みどり自然課長の高橋でございます。  
農業政策課課長の中村でございます。  
森づくり課課長の鈴木でございます。  
都市計画課課長の石川でございます。  
以上でございます。

ここで、石崎委員と知花委員がオンラインで参加いたしました。よろしく願いします。

それでは、引き続き、議事を進めたいと思いますが、これからの議事進行につきましては、審議会規則第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。黒川会長、これからの議事進行につきまして、よろしく願いいたします。

○黒川会長　それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、スムーズな会議の進行に御協力いただければと存じます。

まず、議事に入る前に、本日の議事録に署名をお願いする委員を、審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

今回は、高田委員と安川委員をお願いします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○高田委員　はい、承知いたしました。

○安川委員 はい、承知しました。

○黒川会長 それでは、よろしくお願いいたします。

次に、審議会規則第10条の規定に基づき、審議会の運営に関する事項についてお諮りします。議事のうち、さいたま農業地域の縮小に係る事項については、都市計画法の権限が政令市であるさいたま市で所掌しています。このため、審議の必要から、さいたま市職員の出席を求めたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(委員一同「はい」の発言あり)

○黒川会長 それでは、さいたま市職員を入室させてください。

(さいたま市職員入室)

○黒川会長 次に、会議の公開について、お諮りします。審議会の会議は、公開が原則で、3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる規定となっています。本日の議題は、次第のとおり「埼玉県土地利用基本計画の変更について」となっておりますが、原則どおり公開としてよろしいですか。

(委員一同「はい」の発言あり)

○黒川会長 それでは、会議を公開とします。なお、傍聴はオンラインでの傍聴となります。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 傍聴希望者2名おります。入室させます。

○黒川会長 では、よろしくお願いいたします。

(傍聴者、オンラインで入室)

○黒川会長 それでは、次第に従い議事に入ります。埼玉県土地利用基本計画の変更について審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○小山土地水政策課長 土地水政策課長の小山でございます。まず、議事の説明の前に、改めて、審議会の役割などにつきまして、御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

参考資料2を御覧ください。

「1 根拠法令」ですが、埼玉県国土利用計画審議会は、国土利用計画法第38条に基づく附属機関となっております。

「2 審議会の役割」ですが、主には、今回の審議事項の「③埼玉県土地利用基本計画の変更等に際して、意見を述べること」や第78回審議会で御審議いただいた森林地域の変更に係る事前意見聴取など、「④その他、土地利用に関し重要な事項などを調査審議すること」となっています。

具体的な議論のポイントですが、「第5次埼玉県国土利用計画」及び「埼玉県土地利用基本計画(計画書)」の方針等と照らし合わせて、諮問案件の土地利用転換が適切であるかを御審議いただきたいと考えております。なお、都市計画法や森林法などの個別規制法において所管する許可基準などについては、それぞれ所管する審議会で審議が行

われておりますので、その点をお含みおきいただいた上で、御審議いただきますようお願いいたします。

次のページ以降に、審議事項の大多数を占める「五地域区分が重複している地域の土地利用調整方針」について、土地利用基本計画（計画書）を抜粋して記載しておりますので、参考にしていただければと存じます。

引き続き、議事「埼玉県土地利用基本計画の変更」について、御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

「1 土地利用基本計画の変更内容」は、さいたま市内において、都市的土地利用を図るため、農業地域を約7ヘクタール縮小するもの、また、森林法に基づく林地開発行為が完了し、土地利用転換されたことにより、森林地域を約38ヘクタール縮小するものでございます。

続いて資料2の「農業地域の縮小（さいたま農業地域）について」を御覧ください。

左上の「位置図」に、農業地域を縮小する地区を赤く示しております。

右上の「変更地域の概要」の「変更の理由」を御覧ください。国道16号と国道17号が交差する宮前インターチェンジに近接しており、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が図られることが確実となったことから、農業地域から除外するものです。周辺は、地区南側で国道16号に隣接し、西側でJR川越線、西大宮駅周辺の市街化区域に隣接しております。また、地区内は、工場、住宅やフットサル場などとなり、ほとんど耕作が行われていない状況です。

「土地の所在」は、さいたま市西区宮前町の一部です。

「地区名称」は、宮前地区でございます。

「事業手法」は、地権者等が組合を設立して、土地区画整理事業を行うもので、面積は約7ヘクタールです。

変更案に係るさいたま市長の意見はありませんでした。

中央下の「現況 航空写真」を御覧ください。現況の土地利用は、工場や住宅などとなっております。

左下の「土地利用基本計画図」を御覧ください。計画図の変更ですが、赤枠で囲んだ地区が対象で、左側の変更前の図は、オレンジ色の農業地域、赤色の縦線の都市地域である市街化調整区域になっており、2つの地域が重複しております。今回の変更で、この農業地域を縮小して、右側の図のとおり、都市地域のみ土地利用を転換するものでございます。また、諮問に当たっては、埼玉県土地利用基本計画（計画書）の調整方針、先ほど御説明いたしました参考資料2の3ページですが、「工業・流通業務系の立地誘導は、市街化区域に隣接する地域、農用地区域を含まない地域、市街化区域への編入が基本」の考え方と齟齬が無いことを確認しております。

続いて資料3の「埼玉県土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）について」を御覧ください。



まず、1ページ目ですが、令和6年5月15日の第77回審議会において、取扱いを変更した際の資料に基づき、今回の諮問案件の概要を御説明いたします。

資料上段の取扱い変更前のフロー図を御覧ください。これまでは、森林法に基づく林地開発が完了した後、土地利用基本計画の変更を行うため、国土利用計画審議会の意見を聴取しておりました。また、この手続きに基づき、前回、意見聴取したのは、令和4年8月の第72回審議会となっております。そこで、令和4年8月以降、令和6年5月15日の取扱い変更時点において、既に林地開発が完了しているものが、8地区10件ございました。これらの案件につきましては、森林地域を縮小する土地利用基本計画の変更を行うため、取扱い変更前の手続きになりますが、審議会への意見聴取を行うものです。なお、令和4年8月以降に林地開発許可申請が3件あり、完了していない案件につきましては、資料下段の取扱い変更後の手続きに基づき、前回の第78回審議会において、事前の意見聴取を行ったものでございます。

次のページの「変更地域一覧」を御覧ください。林地開発完了に伴い、土地利用基本計画の変更を行おうとする案件の一覧を示しております。一覧表の左側が土地利用基本計画の変更を行う森林地域の一覧で、市町村別で8地域ございます。右側が基本計画変更の原因となった林地開発案件の一覧で、10件ございます。森林地域を縮小する面積は、合計で約38ヘクタールです。

3ページ目以降は案件ごとの図面を示しております。3ページを御覧ください。熊谷森林地域を縮小する箇所を示しております。左側の図面は、整理番号1の熊谷市小江川地内において、再生可能エネルギー施設、太陽光発電施設ですが、この設置に伴う造成が行われたものです。

右側の図面は、整理番号2の熊谷市塩地内において、太陽光発電施設の設置に伴う造成が行われたものです。いずれの箇所も都市地域と森林地域が重複している地域で、都市地域のみ土地利用基本計画を変更するものです。面積は合計約5ヘクタールとなっています。

4ページ以降も同様の状況ですので、申し訳ございませんが、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○黒川会長　ただいま事務局から説明がありました埼玉県土地利用基本計画の変更について、御意見、質問があればお願いします。

井上委員お願いします。

○井上委員　確認させていただきます。森林地域の縮小に関して一覧表を出していただきました。その中の「林地開発完了年月日」というのがそれぞれ書いてあるかと思うのですが、ここで言う完了年月日というのは、どのタイミングを完了年月日と記載されているのでしょうか。届出が出された日なのか、例えば現場確認をするといったタイ

ミングなのか、この点についてお願いいたします。

○鈴木森づくり課長 はい。今の御質問なんですけれども、完了届が提出されて、検査を行って確認ができた日です。

○井上委員 ということは、県の職員が現地に行って確認をしたということだと思わずけれども、改めて確認なのですが、完了届が出てきたタイミングからその現地確認をするまでの間というのはどれくらいの期間を要するのでしょうか。

○鈴木森づくり課長 期間は特に決まってないのですが、業者と検査ができるよう調整して速やかに行っております。以上です。

○井上委員 はい。今、私が聞かせていただいたのは、今回の諮問内容に関して、他県の状況を調べていく中で、これは具体的な書きぶりがあったいなと思ったのが愛知県なのですが、愛知県の場合、その完了届を出すにあたっての留意事項というのがありまして、開発行為が完了した時は遅滞なく完了届を出してください、というのが1点。それと、必要に応じて、緑化等の措置を済ませた後の1、2年経過した時点の植生状態を確認した上で、完了確認とすることがあります、といった書きぶりがあるんですね。

埼玉県の場合は、さきほど言った、届出をすぐに出しなさいというところも、県のホームページでは読み取れませんでした。それから、現地確認をどのタイミングで行うかというのも、愛知県だったらいろんな場合を想定して1、2年後になることもある、というようなことが読める状況になっていますが、埼玉の場合はそれがありません。今回、後追いの形で、整理番号で言うと10件出ているわけですが、今、愛知県の事例を申し上げましたけれども、埼玉の実情がどうであるかということを踏まえて、愛知のように早く完了届を出すことや、先ほど「速やかに」とおっしゃっていましたが、それがどれくらいなのかというのもある程度出して、この林地開発の完了というものを迎えていった方がいいのではないかと思います。それに対して御答弁いただけたらと思います。

○鈴木森づくり課長 はい。委員おっしゃるとおりです。完了して、検査のタイミングというのは非常に重要だと思っております。事業者の方も終わればすぐに事業として使いたいわけなので、それほど遅れることもないと思っております。ただ、何日以内などというのは明言していませんでしたので、その辺はちょっと検討してまいりたいと思っております。

ただ、我々も、面積によって状況報告というのを常に、工事中も出していただいております。大きい面積ですと大体2か月に1回で、小さい面積だと四半期に1回という形で出していただいております。その中で、工事が完了しているようでしたら、終わりに向けて手続きを出してもらおうということも当然できますし、見過ごすことはないと思います。

あともう1点、愛知県のように、植生の活着率などを確認した上で1、2年後になる

かもしれない、というのは、残念ながら、本県ではそのような検査の形にはしていないのですけれども、ちゃんと定着してないという判断された場合には、再度緑化等の措置を行う、という確約書を取っております、その中で事業者伝えております。以上でございます。

- 黒川会長 石崎委員から手が上がっておりますので、石崎委員、どうぞお話しください。
- 石崎委員 ありがとうございます。今回、森林地域の縮小というのが何件も出ておりますけれども、土地利用基本計画を見ますと、自然環境の悪化などの支障をきたさないよう十分配慮する、都市的土地利用への慎重な配慮の下で転換を認める、というような記述がございます。おそらく、これらの案件に関してもこういう検討が行われたのではないかと思うんですけれども、これは具体的にどういった点をどのように確認されたのでしょうか。
- 鈴木森づくり課長 森林地域の件につきましては、林地開発許可の中でしっかりと検査を行って確認しております。以上でございます。
- 石崎委員 質問といたしましては、具体的にどのような点をどのように確認したのかというのが質問なのでございます。
- 鈴木森づくり課長 許可申請で書かれた内容がしっかりと現場でなされているか、具体的に言えば、例えば洪水調整池、こちらを作ってしっかりと計算上容量が守られているか、それから切土や盛土の勾配がちゃんとできているか、それから残地森林や森林率が適正に基準とおりに行われているか、その他諸々の基準値に沿って、しっかりと検査して確認して完了させているところでございます。以上でございます。
- 石崎委員 基本的に数値情報に基づくという理解でよろしいでしょうか。それとも、住民や現地の意見等も聞いて行われたものなのでしょうか。
- 鈴木森づくり課長 許可基準に沿って現地でも確認しておりますし、出していただいた数値的なものはちゃんと図上と見比べて確認してるところです。  
住民の意向については、権利関係がある人の権利関係については、確実に承諾等いただいてないとそもそも許可になりません。周辺住民というところでは開発許可の基準にはございませんので、そちらの確認はしておりません。以上です。
- 石崎委員 ありがとうございます。
  
- 黒川会長 よろしいでしょうか。他に御意見、御質問はございませんか。
- 高田委員 すいません。さいたま市の方にお伺いいたします。今回、農業地域からの都市地域へ変更をするということで、市街化区域に編入されるという話だったと思うのですが、この先、用途地域指定などを行うことになると思うのですが、その用途については、先ほど御説明の中で流通系業務の活用という話がありましたが、主にそれに利用

を絞った形で用途地域を指定されるという認識でよろしいでしょうか。

○小宮さいたま市都市計画課長　さいたま市の都市計画課小宮と申します。どうぞよろしくお願いたします。まず、お問合せの用途地域につきましては、今、産業集積の方を考えておりますので、用途地域としましては、工業地域を定めることを考えております。以上となります。

○高田委員　わかりました。そういう方向性が決まった上での市街化区域編入と考えて問題ないということですね。

○小宮さいたま市都市計画課長　おっしゃるとおりでございます。

○高田委員　はい、ありがとうございます。

○黒川会長　他に御意見、御質問はございませんか。

○逢澤委員　では、はい。資料2の方です。対象地域は、赤い部分が減少される地域だと思いますけど、その下、南側というのでしょうかね、市街化調整区域が少し残る感じになるかと思えます。大体、区域に隣接してやっていくものだと思うのですが、少しだけ調整区域に残ってしまうのではないかと思います。この点どうなのでしょう。

○小宮さいたま市都市計画課長　さいたま市都市計画課小宮です。この市街化区域に連続性のある国道16号の南側の部分だと思うんですが、こちらにつきましては、本市の区域区分の見直しの方針といたしまして、新市街地の市街化編入は土地区画整理事業のような市街地開発事業の実施が確実である区域に限定しているところでございます。当然、都市計画の視点では一体性、連続性というところもございますが、まず、こちらの部分については市街化調整区域というところになっておりますので、考え方としては、既存市街地を市街化編入するところもございますが、当該地につきましては、まず、D I Dと呼ばれる地域ではないため市街化編入をしないということで、形的にはこの部分が残ってしまうのですが、そういった中で定めるところを考えております。

○逢澤委員　さいたま市さんや所有者や近隣の方が、その辺を理解されて進めるということでもよろしいのでしょうか。

○大井さいたま市産業展開推進課長　事業課の産業展開推進課の大井と申します。こちら、今回の宮前地区の事業でございますけれども、産業用地を生み出すということを主眼に置いてございまして、それを元に区域の設定を行っております。

今御質問にありました16号南側と言いますのが、既存の飲食店舗等によってある程度の土地利用が図られている区域でございまして、事業上そちらを区画整理の区域に入れたとしても、新たなこの産業用地の創出というものにはちょっと繋がらないということで、おっしゃるとおりですけれども、地元の地権者等々から意見を聞きながらこの区域に決定したという次第でございます。

- 黒川会長 他に御意見、御質問はございますか。
- 保谷委員 資料3の2ページの埼玉県土地利用基本計画の変更についての一覧表についてお尋ねいたします。この中の林地開発行為の目的の列については、申請書の記載を転記しているために表記の揺れがあるのだと思いますが、整理番号1番の「再生可能エネルギー開発事業に伴う造成」とありますが、ここで言う再生可能エネルギーというのはなんでしょうか。
- 小山土地水政策課長 はい、こちらにつきましては御指摘のとおりで、申請書の表記をそのままここに引用してきてるので分かりづらくなっているところではあるのですが、太陽光発電の施設ということでございます。
- 保谷委員 わかりました。県内の場合、再生可能エネルギー開発はおそらく太陽光発電がほとんどだと思いますけれども、単に再生可能エネルギーといった場合は、色々な他のものもありますので、風力発電ですとか地熱発電ですとか、それぞれによってその環境への負荷ですとか周辺への影響というのも大きく違うと思いますので、曖昧な表記ではなくて、明確に何なのかというのを記載していただいた方がよろしいかと思いました。
- 黒川会長 他に御意見、御質問はございませんか。
- 安川委員 すいません。今の一覧表のところを確認なんですけど、整理番号7番の「工場の建設」とあるのですが、これは工場の用途はどういった種類の工場なのでしょう。物流倉庫などの場合は大体どういった形で利用されるのかが想像つくんですけど、工場の場合はその業種などによって環境などへの影響が大きいと思うので、ここをちょっと具体的に確認したいんですが。
- 鈴木森づくり課長 はい。具体的に社名を申し上げますと、アイリスオーヤマ株式会社の埼玉工場でございます。以上でございます。
- 安川委員 物流倉庫ではなくて、あくまでも工場ということなんでしょうか。
- 鈴木森づくり課長 そうでございます。
- 安川委員 そうすると、アイリスオーヤマさんだと、工場の中身として化学製品を利用するとか、そういったこととかはわからないのでしょうか。
- 鈴木森づくり課長 そもそも森林法の林地開発の許可基準では、建物まで審査の対象になってないということもございます。失われる森林の代替機能が備わっているかという4要件がございまして、災害の発生などに基準が設けられておりますので、工場の中で、例えば委員がおっしゃる化学製品とかということになると、別の許可基準に該当してくるかもしれませんが、森林法ではそこまでの基準はないところでございます。以上でございます。
- 安川委員 はい、ありがとうございました。

- 黒川会長 他に御意見、御質問はございませんでしょうか。
- 新井委員 資料3の同じ項目に関連するところで、8番と9番それぞれですが、「大型物流倉庫の建設」が8番で、9番は「物流倉庫の設置」ということになってますけれども、この物流倉庫の大きさの基準というのは、別の法令でなにか定めがあるのでしょうか。
- 小山土地水政策課長 はい。こちらにつきまして、少なくとも森林法の方では定められていないかと思えますし、いわゆる都市計画法の開発行為の伴うものだと思いますけれども、特にこちらでもですね、敷地の規模から建物上限みたいなものはおよそ決まる部分がありますけれども、その大きい、小さいはございません。
- 黒川会長 他に御意見、御質問はございませんか。
- 武内委員 武内です。先ほど保谷委員からの御質問と再確認のようなものですが、今の御質問もそうですが、ここにある「開発行為の目的」の書き方に統一性がないように思います。つまり、例えば「建設」と「設置」が違うのかですとか、「太陽光発電」ですとか、出された言葉をそのまま使ってるのではないかなという気もするのですが、こういう整理をするときに、統一的な記述で書いた方が色々誤解も招かないかなと思えました。いかがでしょうか。
- 小山土地水政策課長 はい。先ほどから御指摘いただいているところにつきましては、まさにそのとおりで、申請の目的について、申請者の表現そのまま記述したわけなのですが、このような形で整理する場合は、御審議いただく際に表現揺れで曖昧な議論にならないように整理する必要は確かにあると思えますので、今後諮問する際は、統一的な表現で対応してまいりたいと思います。
- 武内委員 ありがとうございます。
- 黒川会長 他に御意見、御質問はございませんか。
- 小口委員 ちょっと確認させてください。資料3につきまして、森林の観点からになりますけれども、森林を伐採した後に、その分の森林をまた別途、補填する、植樹するとか、減った分の森林に対して何らかのことをするなど、そのような取り決めや制度は埼玉県にはございますでしょうか。
- 鈴木森づくり課長 はい。森林法の中ではそういった取り決めはございません。今おっしゃったのは、転用した代わりにどこかで新しく森林を作りなさいというようなものではないでしょうか。そのようなものは森林法の中でも特にございません。以上でございます。
- 小口委員 そうなんです。わかりました。他の自治体さんは、別途、制度を設けて条例などを決めているところもあるみたいなので、今すぐではなくても、将来的にはその辺も検討していただけたらいいなと思えました。

○黒川会長　それでは、他に御意見、御質問ございませんでしょうか。ないでしょうか。

○黒川会長　それでは、御意見、御質問がないようでございますので、質疑は終了いたします。

審議会の答申を決定するにあたり、採決を行います。知事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画の変更について御異議はございませんか。

(委員一同「異議なし」の発言あり)

○黒川会長　御異議がないようですので、諮問事項につきましては適当である旨の答申をいたします。では、答申に付すべき御意見がございましたら御発言をお願いします。

(委員一同「意見なし」の発言あり)

○黒川会長　では、答申の文面につきましては、私に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

(委員一同「はい」の発言あり)

○黒川会長　ありがとうございました。以上で審議を終了します。それでは、以上で議長職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○司会　熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして第79回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。オンラインで御参加の委員の皆様におかれましては、Zoomの終了ボタンを押しまして各自退出いただければと存じます。本日はどうもありがとうございました。

(終了)